

三鷹市郵送用封筒広告掲載取扱要綱（抜粋）

（広告の種類及び範囲）

第2条 封筒に掲載する広告は、市民生活の利便性を向上させることのできる広告で、その範囲は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 市の広報媒体としての公共性、中立性及び品位を損なうおそれがある広告
- (2) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝に係る広告
- (3) 公序良俗に反するおそれがある広告
- (4) 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる広告
 - ア 投機的商品の広告
 - イ 出資者及び出資金の募集広告
 - ウ 靈感商法等不良商法と認めるものの広告
 - エ 債権取立て、回収等の広告
 - オ 消費者金融の広告
 - カ 特殊な結社団体の広告
 - キ 興信所等の広告
 - ク 風俗営業の広告
 - ケ 法規に触れる危険物の販売広告
 - コ 危険を伴う民間療法の広告
 - サ 人権を害するおそれがある広告
 - シ その他市長が封筒に掲載する広告として適当でないと認める広告

（広告の掲載順序）

第11条 市長は、前条第2項の規定により掲載広告を決定するに当たり、第6条に定める最低募集価格以上の申込価格で申し込んだもののうち申込価格が高いものから順に掲載広告として決定するものとする。なお、同じ申込価格の申込者が複数ある場合は、次に定める順序に従って掲載広告を決定するものとする。

- (1) 国、地方公共団体、公社、公益的法人等及びそれらに類するものに係る広告
- (2) 私企業のうち、公共的性格を有する企業で、市内に事業所等を有するものに係る広告
- (3) 前2号の規定に該当しない私企業及び自営業者で、市内に事業所等を有するものに係る広告
- (4) 第1号及び第2号の規定に該当しない私企業及び自営業者で、市内に事業所等を有しないものに係る広告
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が封筒に掲載する広告として適当であると認めるもの

(郵送用封筒広告審査委員会)

第12条 市長は、第10条第2項の審査を行うため、庁内に郵送用封筒広告審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。
- 3 委員長は総務部長をもって充て、委員会の会務を掌理する。
- 4 副委員長は、総務部調整担当部長をもって充て、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 委員は、委員長が指名する職員5人以内とする。

(委員会の会議)

第13条 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員長又は副委員長及び委員の半数以上の者の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の審査は出席者の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 4 委員長は必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。
- 5 委員会の庶務は、総務部契約管理課契約係が行う。

(広告掲載の取消し)

第17条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料を納付しなかった場合
- (2) 指定する期日までに版下原稿又は版下原稿に準ずる電子データを提出しなかった場合
- (3) 広告主又は広告内容が不相当と判明した場合
- (4) その他市長が特に必要があると認めた場合